

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年10月3日(2013.10.3)

【公表番号】特表2011-508820(P2011-508820A)

【公表日】平成23年3月17日(2011.3.17)

【年通号数】公開・登録公報2011-011

【出願番号】特願2010-541126(P2010-541126)

【国際特許分類】

C 11 D 3/37 (2006.01)

C 11 D 3/10 (2006.01)

C 11 D 17/00 (2006.01)

【F I】

C 11 D 3/37

C 11 D 3/10

C 11 D 17/00

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年8月16日(2013.8.16)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0078

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0078】

例1、2、および3の組成物と比較例Aとにおける違いは、ポリカルボン酸ポリマーの存在だけであった。従って、ポリカルボン酸ポリマーは、例1、例2、および例3の組成物の製品の寸法安定性を助けたと考えられた。比較例Aの組成物は、ポリカルボン酸ポリマーを含まなかつたので、組成物は、固体製品内で水の動きを制御するためのメカニズムを含んでいなかつた。比較例Aの組成物は、加工に適しておらず、そして寸法安定性の試験に不合格であつた。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0085

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0085】

例4、5、および6と比較例Bの組成物との違いは、ポリカルボン酸ポリマーのみであつた。従って、ポリカルボン酸ポリマーが、例4、5、および6の組成物の製品の寸法安定性を助けたと考えられた。対照的に、比較例Bの組成物は、ポリカルボン酸ポリマーを含まなかつたので、この組成物は、固体製品内の水の動きを制御するメカニズムを含んでいなかつた。比較例Bの組成物は、寸法安定性のための試験に不合格であり、そして製造に適していなかつた。